

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

ときがわ町長 渡 邊 一 美

市町村名 (市町村コード)	ときがわ町 (11349)
地域名 (地域内農業集落名)	五明・日影 (五明第一・五明更生・田中・五明・日影第一・日影第二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本町は埼玉県の中央部、比企郡の西部山沿いに位置し、町の東部は肥沃な土壌に恵まれた比較的平坦な農地が広がるが、町の西部は山間部でありその面積は町の約7割を占めている。「五明・日影」地域はその山間部を多く占める地域であり、農地は山間部に囲まれていることからシカやイノシシをはじめとする有害鳥獣の被害も多く発生するため、有害鳥獣の被害を防止しつつ直売所への出荷や自家消費を目的とした野菜作りが行われている。また、地域を流れる雀川流域や整備されたほ場では稲作が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

「五明・日影」地域は山間部に囲まれていることから、大規模な経営を目的とした農業には適さないため、直売所へ出荷する個人経営や自家用野菜を中心とした農業が持続できる体制の構築を図る。また、整備されたほ場や連坦性のある地域については担い手への利用集積を積極的に行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備を実施した農用地及びその周辺を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地利用の集積を進める方針。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手への農地利用の集積を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
「五明・日影」地域は山間部に囲まれていることから、新たに基盤整備事業を実施する予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、山間部に適した作物の栽培技術や生産する農地をあっせんし、生産から出荷に至るまで切れ目のない支援に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の受託又は委託の希望者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業の受委託の促進に努める。

以下任意記載事項(地域の事情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①シカやイノシシをはじめとする有害鳥獣の被害が拡大しないよう電気柵の設置を推進する。

②慣行農法から有機農法への転換を推進する。

⑦やむを得ず耕作ができない農地については、荒地とならないよう保全・管理に努めるよう推進する。